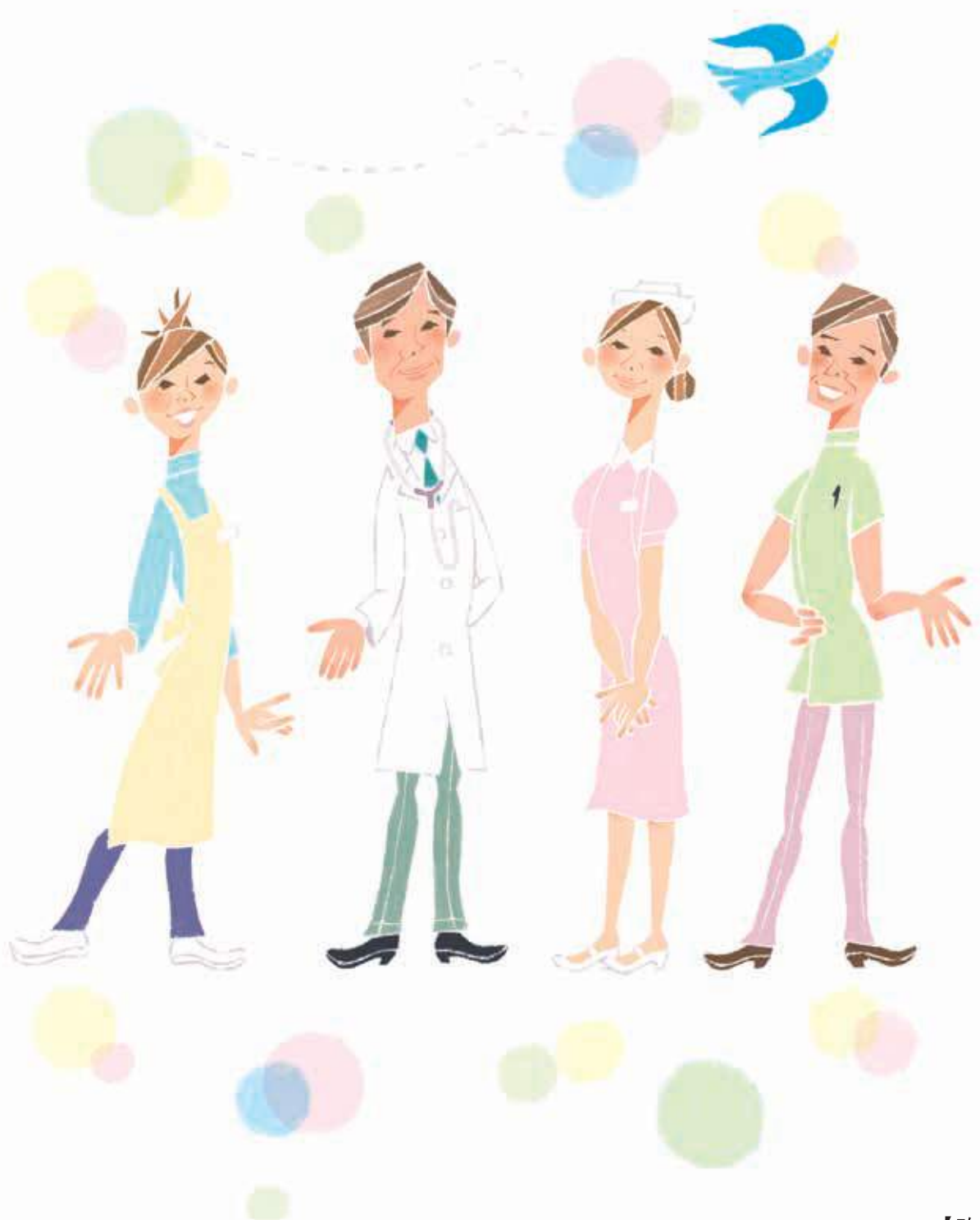


若年性認知症 ハンドブック

若年性認知症と診断された
本人と家族が知っておきたいこと



【改訂4版】

はじめに



「認知症」というと高齢者の病気と思われがちですが
65歳未満でもなることがあります

若いのに「認知症」と言われたらどうでしょう

まだ 現役で仕事をしています

配偶者も若く 仕事をしている方もいます

子供も独り立ちしていないかもしれません

「若年性認知症」と診断され 治療が始まって

不安や焦りは消えるどころか

ますます大きくなっていくでしょう

どうしていいのかわからない

どこに だれに相談したらいいのかわからない

どうか この冊子に目を通してください

あなたがたに安心していただくためのハンドブックです

若年性認知症 ハンドブック

若年性認知症と診断された
本人と家族が知っておきたいこと



目次

➡ 若年性認知症と診断されました

- ▶ これからどうしたらよいでしょう？(相談窓口) ————— 5-6
- ▶ 働ける職場はありますか？(障害者雇用、障害者手帳) ————— 7
- ▶ 同僚(部下)が認知症ではないか心配です ————— 8
- ▶ 会社に勤務していますが、どのような制度が利用できますか？ ————— 9-10
(自立支援医療、傷病手当金、年金)
- ▶ 会社を休職したときや、退職後はどのような支援が受けられますか？ ————— 11-12
(雇用保険、住宅ローン、生命保険)
- ▶ 退職後、本人が「仕事をしたい」といいます(就労継続支援事業) ————— 13-14

➡ 若年性認知症とはどんな病気？

- ▶ 若年性認知症とはどんな病気なのでしょう？ ————— 15
- ▶ なぜ診断が遅れてしまうのでしょうか？ ————— 16
- ▶ アルツハイマー型認知症はどんな病気ですか？ ————— 17-18
- ▶ 血管性認知症はどんな病気ですか？ ————— 19-20
- ▶ 前頭側頭型認知症はどんな病気ですか？ ————— 21-22
- ▶ レビー小体型認知症はどんな病気ですか？ ————— 23-24
- ▶ 高齢者の認知症とはどう違うのですか？ ————— 25-26

➡ 認知症と診断された人や子どもたちの思いについて

- ▶ 認知症と診断された人はどのような思いをしているのでしょうか？ ————— 27-28
- ▶ 認知症の人の家族の心はどのように変化していくのでしょうか？ ————— 29-30
- ▶ 若年性認知症の親を持つ子どもたちはどのような思いをしているのでしょうか？ — 31-32

➡ 日常生活について

【日常生活での工夫】

- ▶ 認知症の症状に対して、家庭でできる工夫はありますか？ ————— 33-34

【車の運転について】

- ▶ 車の運転をやめてもらうにはどうしたらよいのでしょうか？ ————— 35
- ▶ 認知症の人の運転に対する家族の対応の例として ————— 36

【困ったときの対応について】

- ▶ 外に出て行ってしまいます ————— 37
- ▶ 物盗られ妄想があります ————— 38

➡ 医療機関の選び方

- ▶ どのような医療機関にかかればよいですか？ ————— 39
- ▶ 病院ではどの科を受診すればよいのでしょうか？ ————— 40
- ▶ 受診の際の注意点 ————— 41
- ▶ 介護サービスを使えますか？ ————— 42

➡ 治療薬について

- ▶ 病院で処方された認知症の治療薬について教えてください ————— 43-44

➡ 社会制度やサービス、相談窓口について

- ▶ 介護保険制度 ————— 45-46
- ▶ 成年後見制度 ————— 47
- ▶ 相談窓口 ————— 48-49
- ▶ サービス等の申請先 ————— 50

若年性認知症と診断されました。これからどうしたらよいでしょう？

事例紹介

アルツハイマー型認知症と診断されたAさん、再就職しましたが…

Aさん(男性)は60歳まで大企業の管理職として働き、その後、関連会社に再就職しています。管理職だった頃、部下に「同じことを何度も聞きますね」と言われました。再就職後は、電車の中に重要な書類を置き忘れたり、目的地がわからなくなるなどのエピソードがあります。専門医を受診して、**アルツハイマー型認知症**と診断されたAさんは「記憶が低下していくのを何とか遅らせたい」と思い、自らいろいろな脳トレに挑戦しました。現在は営業職であり、会社で報告書を書くために忘れないようにと、手帳にメモをしています。奥さんは、仕事がストレスになるのなら、退職するように勧めた方がよいのかと悩んでいます。



ご本人もご家族もこれからのことが不安ですね。
まずは、様々なことを相談できる場所を見つけましょう。

若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人やその家族からの相談に応じ、さまざまな支援を行います。

- ◆状況に応じて、その人に合った、適切に必要なサービスの情報を提供します。
- ◆必要なサービスの手続きや医療機関の受診に同行します。
- ◆医療機関、サービス事業所等の担当者と情報交換し、連携して、支援が円滑に行われるよう調整します。そのために、日頃から、関係機関と連絡を取り合い、顔の見える関係を築きます。
- ◆認知症の人自身が望む、自分らしい生活を続けられるよう、本人の生活に応じた総合的なコーディネートを行います。

このような 若年性認知症支援コーディネーター が、各都道府県、指定都市に配置されています。



若年性認知症支援
コーディネーター一覧

医療機関のソーシャルワーカー

患者の治療や経済的問題を含めた医療や生活に関わる相談援助を行います。



最寄りの地域包括支援センター

お住まいの地域にあり、専門職の人が認知症についての相談に対応します。



市区町村の窓口

介護保険や障害者福祉制度、自立支援医療や障害者手帳に関する相談ができます。



若年性認知症コールセンター

若年性認知症に関する様々な相談について、専門の教育を受けた相談員が対応します。



家族会

若年性認知症に関する様々な相談について、介護の経験がある相談員が対応します。



基幹相談支援センター

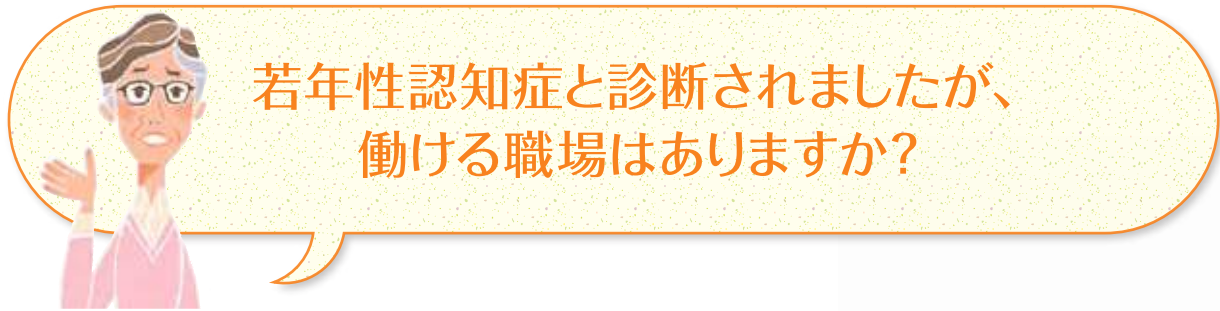
市町村に設置され、障害者等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に対応します。

(自立支援)協議会

地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制を構築し、障害者等に必要な支援を行います。

その他の相談機関、相談窓口については
48ページ～49ページをご覧ください。





いったん退職してしまうと再就職するのは難しい場合が多いので、できれば今いる職場で続けて働けるとよいでしょう。上司や、人事担当者、産業医等と話し合い、職場の理解を得られるようにします。仕事の内容にもよりますが、配置転換をしてもらったり、障害者雇用の枠に入るといった方法*もあります。いずれにしても早期診断がポイントで、軽度であれば、仕事を続けられる可能性があります。



*認知症と診断され、一定の精神障害の状態にあることが認定されると、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は「身体障害者手帳」に該当する場合もあります。これらの手帳があれば、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合があります。

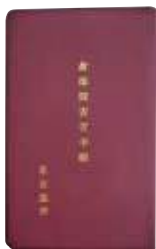
企業の障害者雇用

一般企業では、労働者の2.2%以上の障害者を雇用することが義務付けられています。また、特殊法人と国・地方公共団体では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%以上となっています（H30.4.1改正）。



身体障害者手帳

「視覚障害」「肢体不自由」「内部障害」など身体の障害があり、生活に支障をきたす場合に申請できます。障害の程度によって1級から7級まであり、1級から6級まで手帳が交付されます。一定以上の障害があり、永続すると考えられる場合に申請できます。

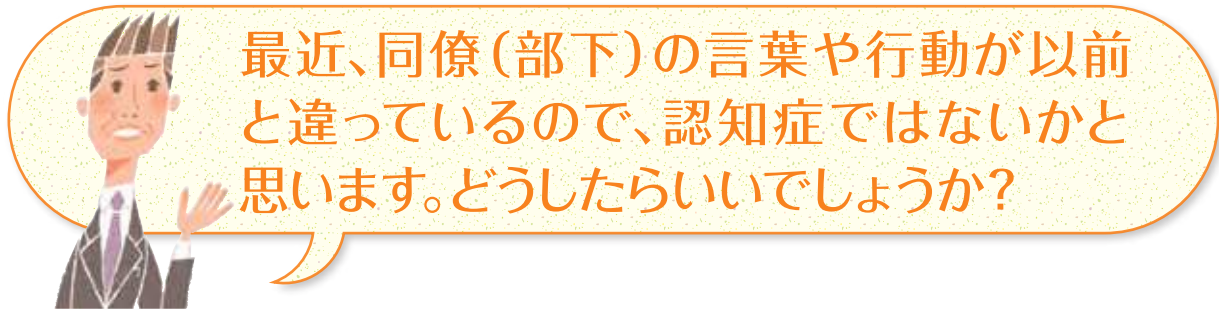


精神障害者保健福祉手帳

認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合に申請できます。障害の程度によって、1級から3級までに分けられています。医療機関に初めてかかった日（初診日）から6か月経過した後の障害の程度で決められます。



*手帳の仕様は自治体ごとに異なります。写真は名古屋市発行のもの。



その人が信頼している上司や親しくしている同僚などから、悩み事やストレス、困ったことはないかを聞いてもらうとよいでしょう。本人に自覚症状が無いようであれば、家族に家庭での様子を聞き、受診を勧めてみる方法もあります。本人も悩んでいるかも知れませんが、本人の気持ちにも配慮し、同僚らが心配していることも伝えましょう。



職場でのサポートについては、下記の資料が参考になります。

認知症介護研究・研修大府センターが作成した「若年性認知症の従業員とともに働く」

- DCネット https://www.dcnnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center2/330/o_2019_kigyoleaflet_jyakunensei.pdf
- コールセンター <https://y-ninchisyotel.net/wp-content/uploads/coordinator2020.pdf>





会社に勤務していますが、若年 性認知症と診断されました。 どのような制度が 利用できますか？

診断後の生活を支える社会制度 には、次のようなものがあります。

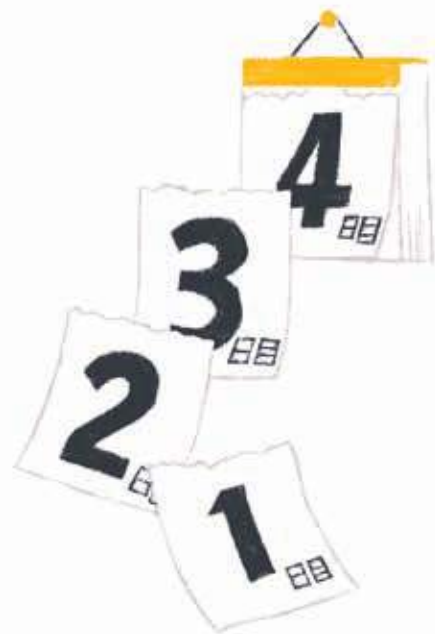
自立支援医療(精神通院医療)

認知症で通院治療している場合、医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が1割または所得等に応じた上限額に軽減される場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村または通院中の医療機関にお聞きください。



傷病手当金

「全国健康保険協会(協会けんぽ)」又は「健康保険組合」に加入している事業所にお勤めの方が、病気や業務外のけが等で仕事を休み、給料を受けられないときに、その間の生活の保障を行うことを目的として設けられている制度です。病気やけがで3日以上休んだ場合、4日目から支給されます。



手帳

認知症と診断された場合は、初診日から6か月経過すれば精神障害者保健福祉手帳を申請できます。血管性認知症などで一定以上の身体的障害があり、障害が永続すると考えられる場合は身体障害者手帳を申請できます。(7ページ)

年金

障害年金は、病気やけがで仕事を続けることが困難となった人やその家族の生活を支えるための公的年金です。公的年金(国民年金、厚生年金など)の受給資格があり、障害者となった場合は、障害年金が申請できます。

加入中の年金は？

障害基礎年金

国民年金
(自営業・サラリーマンの妻など、
20歳以上60歳未満のすべての人)



障害厚生年金

厚生年金保険
(会社員、公務員など)



請求先は？

市区町村役場
年金事務所

年金事務所
公務員は各共済組合

いつ請求できるの？

初診日から起算して1年6か月を経過した日
又は
1年6か月以内に症状が固定した日



会社を休職したとき や、退職した後は どのような支援が 受けられますか？

事例 紹介

仕事でのミスが重なり退職へ…

Aさんは仕事でのミスが重なるようになり、自分から会社を退職しました。もともと明るく積極的な性格なので、仕事が忙しくてできなかった**趣味の活動**を始めました。音楽やスポーツなど多趣味なうえに、新しいことにも興味を示し、毎日外出するようになりました。

Aさんは職場を自ら退職しましたが、職場によっては、休職後退職となる場合もあります。



休職したら…

傷病手当金

➡ 9 ページ



Q.休職中は給料が支払われませんが、保険料はどうなりますか？

社会保険に加入している事業所にお勤めの方は、給料が支払われていなくても社会保険料（健康保険+厚生年金保険）は支払わなければなりません。雇用保険料は支払う必要はありません。

退職したら…

雇用保険

会社を退職したあと、失業給付を受けるには、ハローワークに「求職の申し込み」を行い、受給資格の決定を受けた後、「失業の認定」を受ける必要があります。病気などで職業に就くことができない場合は、ハローワークに届け出ることにより、受給期間を延長することができます。

健康保険

退職後の「健康保険の加入」については、

- ① 現在の保険を一定の条件で任意継続する
 - ② 国民健康保険に切り替える、
 - ③ 家族の健康保険に加入する
- という3つの選択肢があります。



《その他》

住宅ローン

住宅ローンを契約する場合、金融機関は、融資に関する保証機関への加入を条件にしています。保証機関で団体信用生命保険に加入している場合、特約制度があり、「高度障害状態」になった場合、支払いが免除されることがあります。詳しくは、ローンの契約をした金融機関の担当者に尋ねて、契約内容を確認してください。

生命保険

一度解約すると、病気になってからの再加入は難しいので、保険料が経済的に負担になる場合は、掛け金を減らしたり、保険料の納付は終了して、契約のみ残す方法もあるので、保険会社に相談しましょう。

高度障害保険金

高度障害*になった時に受け取れるもので、死亡保険金と同額です。この保険金を受け取ると、契約は解除され、以後の保証はなくなります。



保険会社によって「高度障害」の認定条件が異なるので、加入している生命保険の約款を見たり、担当者に相談しましょう。